

学校いじめ防止基本方針

阿波市立柿原小学校

本校教育目標「自他の命を大切にし、心豊かでたくましく生きる児童の育成」のもと、いじめ防止基本方針を次のとおり定める。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) 教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されないこと」「いじめを行ってはならないこと」を理解させるとともに、児童の豊かな心をはぐくみ「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。
- (2) 全教職員が、「いじめはどの子どもにも起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」という認識にたち、いじめの未然防止に努める。
- (3) 日頃から児童理解に努めたり、広く情報収集を行ったりするなど、いじめの早期発見に取り組む。
- (4) いじめが認知された場合は、速やかに組織的に対応し、いじめ問題の早期解決に全教職員で取り組む。
- (5) 日頃から、家庭・地域・関係諸機関との連携を深め、いじめ問題に一体となって対応する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

- (1) 組織の構成
管理職、教務主任、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭等により構成する。状況に応じて関係の深い教職員を追加する。
また、事案によっては、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等の助言を得る。
- (2) 組織の役割
 - ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
 - ② 児童・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり、報告を受ける。
 - ③ いじめの疑いや児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
 - ④ 緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者の連携を行う。

3 教育相談体制

- (1) 教員と児童及び保護者、児童間の好ましい人間関係づくりに努める。
- (2) 児童の個人情報に十分配慮するとともに、児童との信頼関係づくりに努める。
- (3) 定期的な教育相談週間や相談日等を設定するなど、児童や保護者が相談しやすい体制を整備し、保護者からの相談を直接受け止められるようにする。
- (4) 相談の内容によっては指導を継続し、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。
- (5) 児童や保護者に対して、スクールカウンセラーや関係機関等の教育相談を受けることができることができるよう、広報・周知に努める。

4 いじめの未然防止のための取組

- (1) 道徳教育及び人権教育の充実
教育活動全体を通じ、思いやりの心や生命尊重の精神、人権感覚をはぐくむとともに、人権意識の高揚を図る。
- (2) 学級集団づくり
児童の居場所づくり・絆づくりに努め、児童が自己有用感を高め学級の一員としての自覚をもてる学級集団づくりを行う。
- (3) わかる授業づくり
一人一人を大切にしたいわかる授業づくりを進めるとともに、言語活動や補充学習の充実を図り、確かな学力を育成する。
- (4) 特別活動や体験活動の充実
集会活動や異学年での活動等を行ったり、発達段階に応じた体験活動を充実させたりすることで、コミュニケーション能力や生命に対する畏敬の念、感動する心等をはぐくむ。

- (5) インターネットを通じて行われるいじめ対策
インターネットを通じて送信される情報の特性に関する学習や情報モラル教育を推進し、インターネットを通じて行われるいじめを防止する。
- (6) 家庭・地域等との連携
個人懇談や学級懇談、家庭訪問等を通じて、児童の様子について保護者と情報を共有するとともに、必要に応じて放課後児童クラブ・主任児童委員・警察・児童相談所等との連携・協力を図る。

5 早期発見・早期対応の在り方

- (1) 全児童を対象としたいじめ発見のための「アンケート調査」を年3回実施する。また、日常の観察や日記の記述等から、児童の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握する。
- (2) 児童の言葉や態度、遊び等に注意を払うとともに、気付いたことについて教職員の情報交換を密に行う。
- (3) 児童が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、保護者と連絡を取り合い、その理由を確認する。
- (4) いじめに関する資料を配布するなど、保護者にいじめ問題に関心をもってもらい、情報提供を促す。
- (5) いじめについて訴えや情報があった時は、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査する。また、いじめを認知した場合は、速やかに市教育委員会に報告し、適切な連携を図る。

6 いじめへの対処

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
正確かつ迅速に事実関係の把握を行い、「いじめの防止等の対策のための組織」において、速やかに関係児童等から事情を聴取するなど必要な調査を実施するとともに、認知したいじめへの対応方針を決定する。
次に、職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図り、具体的な支援や指導について役割分担を明確化し、組織的に対応する。さらに、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。
- (2) いじめられた児童、保護者への支援
いじめられた児童が安心して教育を受けられるよう必要な措置を講じるとともに、複数教員で家庭訪問を行い、本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。また、本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応するとともに、必要に応じてスクールカウンセラーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。
- (3) いじめた児童への指導と保護者への助言
いじめた児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。また、いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて別教室等での学習を行わせる。
さらに、いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努めるとともに、保護者に対しては複数教員で家庭訪問を行うなど説明を尽くし、理解と協力を求める。
- (4) 他の児童への指導
いじめは学級及び学校全体の問題として対応し、いじめ問題の解決に教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示すとともに、新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。また、傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底させる。
- (5) 教育委員会等への報告と連携
いじめを認知した場合は、学校長が速やかに市教育委員会に報告し、適切な連携を図るとともに、いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて出席停止措置の適用を要請する。
また、事案によっては、県教育委員会と連携し、阿波っ子スクールサポートチームや学校問題解決支援チーム、スクールカウンセラーの派遣を要請し、外部専門家の力を借りて対応する。
- (6) 関係機関への相談・通報
恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。また、生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
なお、ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信

者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。

7 校内研修

すべての教職員の共通認識を図るため、年に一回以上、学校いじめ防止対策基本方針及び生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

8 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき、事実確認の結果を直ちに市教育委員会に報告し、連携して対処する。

9 取組の評価

いじめ問題への取組等について、学校評価の項目に加え、自校の取組を評価し、課題を明らかにして、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。

10 年間計画

月	事 項
4 月	○いじめ防止基本方針の共通理解 ○学年始め児童理解 ○学年始め生活指導 ○授業参観・学級懇談 ○家庭訪問 ○学校便り・学級通信開始
5 月	○生活チェック表開始 ○読み聞かせ開始 ○ユーカリ班結団式 ○ショート集会開始 ○運動会
6 月	○生活アンケート実施・分析 ○ユーカリ班活動 ○授業参観（健康教育・性教育・携帯安全教室）
7 月	○ユーカリ班活動 ○夏季休業日前生活指導 ○個人懇談
8 月	○夏季休業日中生活指導
9 月	○学期始め児童理解 ○ユーカリ班活動 ○日曜参観・親子綱引き・バザー
10 月	○スポーツフェスティバル ○ユーカリ班活動 ○生活アンケート実施・分析
11 月	○オープンスクール ○ユーカリ班活動
12 月	○人権教育参観 ○ユーカリ班活動 ○学校評価アンケート実施 ○冬季休業日前生活指導
1 月	○学期始め児童理解 ○ユーカリ班活動 ○学校評価アンケート分析
2 月	○ユーカリ班活動 ○学校関係者評価 ○生活アンケート実施・分析
3 月	○ユーカリ班活動 ○取組等の検証・改善